# 日本国の原子力補完的補償(CSC)条約加盟についての検討 2

# 佐 藤 一 明

#### 目 次

- 1 序論
- 2 日本国の原子力補完的補償(CSC)条約加盟の国会の動向
- 3 原子力補完的補償条約、プライスアンダーソン法、原子力損害賠償補 償法の比較
- 4 原子力補完的補償条約 (CSC) と責任集中主義
- 5 原子力補完的補償条約 (CSC) の裁判管轄権
- 6 原子力補完的補償条約 (CSC) の準拠法
- 7 原子力補完的補償(CSC)条約加盟にあたっての問題点
- 8 原子力補完的補償(CSC)条約加盟のメリット
- 9 原子力補完的補償(CSC)条約加盟後の法律的な課題
- 10 総括 まとめ

#### [キーワード]

原子力補完的補償条約に関する関連2法案

準拠法 通則法 裁判管轄権 責任集中主義 製造物責任の免除 5カ国の締約国 熱出力総計四億キロワット 470億円 40億円 70億円 原発輸出 輸出国の人権侵害 国際原子力損害賠償制度の指針

# 要 旨

平成26年11月21日 原子力損害賠償の補完保障条約に関する条約が成立 した。

この条約を締結するためには日本国内で実行、実施するための2個の法案も可決した。

論文では原子力損害賠償の補完補償条約が成立すまでの直前の国会の動き、 進行状況を説明した。

各省の副大臣などの会合を重ねるたびごと、この条約の法案の内容が具体 的になっている様子がわかる。

原子力損害賠償補償法と原子力補完的補償条約(CSC)は共にプライス. アンダーソン法の影響が強く、3個の法律は基本的な考え方が同じであることが理解できるように表で明記した。

原子力損害賠償の補完保障条約(CSC)の集中の原則 裁判管轄権 準拠 法について説明し、通則法等、日本の国内法との関連について論述した。

原子力補完的補償(CSC)条約に加盟することにより、原発の輸出が加速 してくる、輸出国の人権を侵害するのでないかとの意見もある。

反対にこの条約は加盟国の原子力損害賠償の相互援助にもなり、原子力損害賠償の国際統一の指針にもなるとの意見もある。

最後に原子力補完的補償(CSC)条約加盟後の法律的な課題について問題を提起した。

## 1 序 論

政府は平成26年9月24日、原発事故に備えた国際的な賠償制度を整備する原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) の締結承認案と関連法案を閣議決定した。

日本が加盟を目指しているのは、米国など5カ国が入っている 原子力損害の補完的補償条約(CSC)である。

今、平成26年11月の国会での承認と成立を目指していたが予定通り、すで 平成26年11月19日午前参議院本会議で全会一致により成立した。

条約の効力効要件が二つあり、一つは、5カ国の締約国が存在すること、 CSC条約はこれまでに米国、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アラ ブ首長国連邦(UAE)の5か国がすでに締結しているのでこの要件はすでに クリアしている。

もう一つの加盟国が保有する原発の熱出力総計四億キロワットを満たす ことである。

日本が締結すれば第2のこの発効の条件が整うので米国は日本に締結を求 め、日本に働きかけてきた。日本政府は今後、台湾、韓国などアジア各国に も参加を働きかける方針である。

日本が平成26年12月国会承認を経て受諾したので、90日後に条約が発効さ れる仕組みになっている。

原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)の特徴は、加盟国で事故 が起きたとき、共同で賠償のお金を「補完」する仕組みである。

条約は加盟国で事故が起きた場合に損害賠償金の一部を他の加盟国の拠出 で補うことが柱となる。

また、賠償訴訟の裁判管轄権は事故発生国に集中させるというものである。 この条約は事故発生時の賠償責任について、過失の有無を問わず原子力事 業者が負うと規定している(無過失責任)。

さらに、原発メーカーは製造物責任を免責される仕組みでもある。

事故発生国に約470億円の賠償を義務付け、この額を超えた場合、締約国 の拠出金で補完する。

原発事故が起きた当事国の原子力事業者が支払う仕組みである。

海外で原発の建設需要が高まる中、日本メーカーの原発輸出にも弾みがつ く効果が見込めるメリットがあるといわれている。

#### 日本国の原子力補完的補償(CSC)条約加盟の国会の動向 2

平成26年8月以降にわかに日本国の原子力補完的補償(CSC)条約加盟に 向けて国会の動向が騒がしくなってきた。

平成26年10月から開かれる臨時国会に条約の加盟が国会に上程されるから である。

最近の国会の動向の内容を紹介する。

① 衆議院 原子力問題調査特別委員会第186回国会 原子力問題調査特別委員会第9号

この会議の段階では CSC 条約への対応と国内法の整備の必要が話題に乗っている。

まだこの段階では条約の内容が明確に具体的にされていないが、原子力 損害の補完的な補償に関する条約 (CSC) を成立するために関連する法律 を制定する必要であることが明言されており、原子力損害の補完的な補償 に関する条約 (CSC),条約加盟と関連する2個の法律の制定の必要性に ついて問題提起されている。

#### 田中(正)政府参考人の発言

「CSC 条約への対応ということが中心になってございます。その CSC 条約への対応のための課題といったものについて整理をするということが第一点だと思っています。

CSC 条約につきましても、これは条約の批准だけではなくて、当然、国内担保措置というのが必要になりますので、その関係の国内法の整備についての課題があるということを申し上げたかったところでございます。

②次に 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議 (第2回) 議事 概要

この会議のポイントは第1に CSC 締結のメリットが具体的に話題になり議論されたことである。

ポイントの第2に CSC の締結に係る原賠法の見直しが話題になり、CSC 条約の具体的な内容に突っ込んで議論に入っていることである。

日 時:平成26年8月22日(金) 10:30~11:00

「岸外務副大臣より説明

CSC 締結の準備として、外務省においては、これまで、条約について精査・検討を行うとともに、国内実施について関係省庁と検討してきた。

CSC 締結のメリットとしては、①原子力事故の被害者にとって、国際的

なルールに基づく迅速・公平な賠償等を受けられること、②原子力事業者 等にとって、法的予見性の向上、損害が一定額を超える場合の拠出金によ る補填を受けられること等が挙げられる。

CSC を早期に締結し、国際的な原子力損害賠償の枠組み構築に努めるこ とがわが国の青務と考る。

櫻田文部科学副大臣より説明

原子力損害賠償制度に関する当面の課題は、CSCの締結に係る原賠法の 見直しである。

CSCとわが国の現行の原賠制度は基本的に整合的なものであり、基本的 な仕組みについて変更が必要となるものではない一方、拠出金等の新たな 措置が必要であり、その具体的な措置について検討を進めている。

③ さらに原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議 (第3回) 議事 概要

原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議(第3回)の会議で はCSC条約加盟後の将来の問題につて深く議論された。

注目することは日本国が日本国の原子力補完的補償(CSC)条約加盟す ることにより 3個の国際条約と歩調を合わせ 国際的なルールにのっと り原子力の事故が解決されれるべきこと。

原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)を担保するため、これ から2つの法案について議論されたことである。

日 時:平成26年10月20日(月) 10:30~10:50

「城内外務副大臣より説明

第1に、CSC は国際的な原子力損害賠償制度の構築を目的としており、 我が国の締結により発効することから、我が国として CSC を早期に締結 し、近隣諸国等にも締結を働きかけ、アジア地域等における国際的な原子 力損害賠償制度の構築に努めていきたいと考えている。

第2に、CSCでは、裁判管轄権の事故発生国への集中、事業者への無過 失での責任集中等が規定されており、CSC の締結、発効により、原子力 損害賠償に係るこれらの国際的な共通ルールが適用されるとともに、拠出 金制度により賠償資金が充実し、被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充 実が図られる。

第3に、国際ルールを適用することにより、法的予見性の向上がはかられ、 関連企業の活動環境をさらに整備することができる。

また、個別の論点としては、原子力事業者への責任集中と無過失責任は、 3系統ある原子力損害賠償条約に共通する国際的なスタンダードであり、 我が国の原子力損害賠償制度と整合する。

拠出金の負担について、事故を起こした場合の拠出金の受取り手が原子力 事業者であること等を考慮して、原子力事業者から拠出金に充てるための 負担金を徴収する予定。

CSC の締結により、原子力事故が発生した国に裁判管轄権が集中されるが、これは、被害者の迅速な救済に資する。また、本条約に基づき、内外無差別で公平な賠償が確保されることになる。

また、CSCは発効前の原子力事故には遡及に適用されない。

なお、CSC の締結に際し、現行の関連国内法令を踏まえ、我が国の領海 内等において生じた、輸送中の原子力事故について、我が国の原子力事業 者が責任を負うようにするため等の留保を付す予定。

藤井文部科学副大臣より説明

CSC を担保するため、2つの法案について作業を進めている。

1「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償 資金の補助等に関する法律案」は、CSC に定める拠出金に関する制度を 我が国においても整備するため、拠出金を配分する仕組みとともに、拠出 金の負担者を定めている。

具体的には、拠出金の配分に関しては、原子力損害の賠償に必要な資金の 一部を国が補助する形で拠出金を原子力事業者に交付することとしている。 また、原子力事業者は、拠出金制度の受益者であること、原子力損害を生 じさせた原因者でもあることを考慮して、我が国が負担する拠出金に要す

る費用に充てるため、原子力事業者から、負担金を徴収することとして いる。

2 「原子力損賠の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する 法律の一部を改正する法律案 は、我が国の賠償制度を CSC 上の制度と 適合させるための改正を行うもの。

我が国の原子力損害賠償に関する制度は、原子力事業者の無限責任、無過 失責任や責任集中などの基本的な点においてCSCに適合しており、今回 の改正は、その他の事項について整備を行うこととしている。

#### ④原子力補完補償条約に関する2法が成立

原発事故発生時の国際的な損害賠償の枠組みを定めた原子力損害賠償の 補完保障条約に関する条約(CSC)に関連して国内制度を整備する改正原 子力損害賠償法など2法は11月21日午前参議院本会議で全会一致により成 立した。民主党などは本会議を欠席した。条約は国会承認されており日本 の条約締結に必要な条件が整った。

原子力損害賠償の補完保障条約に関する条約(CSC)は2015年春にも発 効する。

原子力関連事故が発生した場合、締約国が拠出金を出し合う原子力補完 的保障条約に関する条約(CSC)の実施と国内法の整備を目的にした関連 2 法案も参議院本会議で可決、成立した。

国会で必要な一連の手続がすべて完了して、来春にも条約の発効される 見通しである。

「条約の承認案は19日の参議院の本会議ですでに承認されており、条約の 発効条件が整った。日本の加入書を LAEA (国際原子力機関) に送付すれ ば90日後に正式に発効する予定である。CSC は原子力事故が一定額(470 億円) を超えた場合に締約国がそれぞれ拠出金を出し合し事故当事国を支 援する仕組みである。5か国が締約済みであるが未発行の状態だった。日 本が加わればすべての要件を満たすことになる。

原子力補完的保障条約に関する条約(CSC)に加盟するために必要とさ

れる関連2法案の1つは「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案」で、原子力補完的保障条約に関する条約(CSC)では、一定額を超える損害を締約国が拠出する資金で一定程度補償することとしているため、いつでも拠出できるよう、原子力事業者から負担金を徴収する一方、日本国内で事故が発生して原子力事業者が損害賠償を行なう場合の費用の一部を補助する制度。

他は「原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償保障契約に関する法律の一部を改正する法律案」である。

# 3 原子力補完的補償条約、プライスアンダーソン法、 原子力損害賠償補償法の比較

原子力の損害賠償の法律で最初はアメリカのプライス.アンダーソン法であり、世界の原子力損害賠償の根幹、基礎をなす法律である。

「原子力の平和利用に対する国家の対応としては一方では事故が起こらないように体制を原子力事業者に強制しつつ、万一の事故の場合の被害者の保護を図るとともに他方で、原子力事業をビジネスとして成り立つようにするという二つの目的を追求した。

そのため事故防止のため行政的監督、事故発生の場合、刑事制裁、事業復興 のための税法上の特典等の付与等の政策が組み合わされる。

一般に原子力損害賠償に関する特別法の目的は被害者の保護と原子力事業者の健全な発展とされその目的達成のため①原子力発電事業者の無過失責任②その免責事由の厳格な制限③原子力事業者への責任集中④賠償責任限度額の設定⑤賠償措置 {責任保険} の強制⑥国家による補完的補償 以上のような仕組みが構築されている。

このうち①、②、⑤、⑥は主として被害者保護のためであり、③、④は主として事業の復興のためである。

この分野での最初の立法はアメリカの1957年のプライス.アンダーソン法で

あり上記の①から⑥をその内容とするものである。[5]

本来、原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)の目的は、パリ条 約・ブラッセル補足条約や改正ウィーン条約の加盟国等を含め、各国の国内 法による賠償措置を補完することにある。

この条約は、1997年にIAEAで採択され米国、アルゼンチン、モロッコ及 びルーマニアが批准したが、5カ国の加盟及び原子炉熱出力4億kW以上と いう二つの発効条件を満たされていないため未発効であった。その後アラ ブ首長国連邦が加盟してして5か国になる。<br/>

日本と友好国のアメリカが中心となっていることが特徴である。

原子力補完的補償条約(CSC)の沿革をたどるとアメリカの1957年のプラ イス. アンダーソン法にたどりつくことができる。

「米国では一般の不法行為に関する責任は州法に規定されていますが、原子 力事業は連邦法の領域とされ、連邦法である原子力法によって規制されてい ます。そのため、原賠制度は原子力法の一部としてプライスアンダーソン法 (PA 法) に規定されています。

米国の原賠制度は原子力法の修正法として制定されたプライスアンダーソン 法(原子力法170条)により規定されており、原賠制度の基本的な原則であ る無過失責任、責任集中、損害賠償措置等と同様な仕組みを備えています。向 このようにプライス.アンダーソン法は、1原子力事業者の無過失責任、

2 原子力事業者免責事由、3 原子力事業者への責任集中主義、国による補 完的補償、4 賠償責任限度額の設定、5 賠償措置 |責任保険| の強制、

6 国家の補償を基本原則としている。

他方、原子力補完的補償条約(CSC)も下記の表1に示すように同じ基本 原則を規定しているところから、原子力補完的補償条約(CSC)はプライス. アンダーソン法を参考にしているものと思われる。

#### 表 1

原子力損害賠償のあり方に関する検討会におけるこれまでの審議の状況について (研究開発局原子力計画課)

原子力損害賠償のあり方に関する検討会第4回配布資料(資料4-4)

社団法人 日本原子力産業協会、シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠法」(6)

原産協会メールマガジン2009年7月

この4点を参考にして筆者がまとめたもの

プライス. アンダーソン法 原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)原子力損害賠償補償法の3個の法律を比較したもの

原子力損害の 定義	プライス. アンダーソン法 施設外に多量の放射性物質が放失. 拡散する原因となった事故または、施設外の放射線レベルを原因として身体傷害または財産損害を引き起こしたもの、または将来引き起こすであろうと原子力規制委員会またはエネルギー省が決定したもの原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC) 死亡、または身体の傷害、
	原子が損害の備元的な補損に関する条約(CSC) 死亡、または身体の傷害、財産の減失,毀損、経済的損失、環境損害の原状損害の回復措置費用、環境損害に基く収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失損害、環境汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの
	原子力損害賠償補償法2条 核燃料物質の原子核分裂の過程の作用または核燃料物質等の放射能の作用もしくは毒性的作用【これらを摂取、または吸収することにより人体に中毒およびその続発症を及ぼすものをいう。】により生じた損害
責任集中	プライス.アンダーソン法 原子力事業者への責任集中主義 原子力損害の補完的な補償に関する条約 (CSC) 事業主への責任集中、ただ し国内法により一定の条件のもとで輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる
	原子力損害賠償補償法4条 事業者の責任集中
責任の性質	プライス. アンダーソン法 原子力事業者の無過失責任 原子力損害の補完的な補償に関する条約 (CSC) 原子力事業者の無過失責任 原子力損害賠償補償法 3条 事業者の無過失責任
賠償措置	プライス. アンダーソン法 責任保険の強制 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) 保険 その他資金保証 原子力損害賠償補償法8条から12条 保険および政府との補償契約 供託
国家補償	プライス. アンダーソン法 賠償責任限度額の設定 原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC) 責任限度額と賠償措置額. 小額措置額の差額を補償する 原子力損害賠償補償法16条、17条 賠償措置額を超える損害については必要があると認めるときは国が援助する

在主市山	プラファ マンド いいけ   医フト声楽女女来声中
免責事由	プライス.アンダーソン法 原子力事業者免責事由
	原子力損害の補完的な補償に関する条約 (CSC) 戦闘行為、敵対行為、内戦、
	または反乱、異常に巨大な天災地変また、異常な性質の巨大な天災地変による原
	子力損害の責任は免責とされており、これが有責とされているパリ条約、ウィー
	ン条約と大きく違っている。
	原子力指生賠償補償注3条佰書 社会的動利 異党に巨大た天災地変

原子力補完的補償条約(CSC)は原子力損害の責任に関する最低基準・基本原則を設定しようとする点、概ね次のようなプライス。アンダーソン法と共通の内容を備えている。

原子力事業者の無過失責任及び責任集中主義、賠償責任限度額の設定、賠償責任限度額までの損害賠償措置(保険等)の強制等について規定している。

日本国の原子力損害賠償補償法に関する法律も同じように6項目を基本原理としているが、4の賠償責任額については無限責任(原子力損害賠償補償法3条,16条)、6については国による補完的補償を基本原則としているが日本国の援助は必要と認めるときとあり(原子力損害賠償補償法16条、17条)必ず援助すると規定していない、この点が異なるところである。

原子力損害賠償補償法と原子力補完的補償条約(CSC)は共にプライス. アンダーソン法の影響が強く、両法は基本的な考え方が同じであることが理解できる。

## 4 原子力補完的補償条約 (CSC) と責任集中主義

原子力補完的補償条約 (CSC) の原則に責任集中主義がある。

この責任集中主義とは原子力事業者(電力会社等)のみが被告になり責任 を負うとする原則である。

したがって原子力補完的補償条約(CSC)では加盟国で原子力事故が起きた場合、その責任は電力会社に集中するため、原子力プラントメーカーや建設会社が自己責任を負わされることはない。

つまり原子力の事業主の会社が責任を負うとするもので 製造物責任を排除している。

日本の原子力のメーカーが海外で建設したプラントで事故を起こした場合、 この原則のため、ただちに製造者責任を負わされることはないことになり、 ベトナムはじめアジア国に原子力を輸出するとき日本国に有利とされる。

「この仕組みを構築するには原子力プラントの輸出先となるアジア諸国にも原子力補完的補償条約(CSC)に加盟させる必要がある。

日本国が先に加盟しないとアジア諸国への加盟の打診ができないため、原子力輸出政策を継続するためには日本の原子力補完的補償条約(CSC)加盟は現実的といえる |<sup>つ</sup>

原子力補完的補償条約(CSC)加盟することにより「日本企業の原子力プラントで利点が見込まれるほか、米国企業が日本に向けて除染関連機材を輸出しやすくなるための米国から加盟を強く要請されている」。

「以前から、特に原子力事業者への集中の原則は原子力施設の輸出メーカー にとって最大の関心事項であった。

上記の目的達成のため自然の帰結の面も有るものの実質的にはアメリカからの要求により各国の原子力損害賠償に関する特別法は極めて類似したものになっている。」<sup>9</sup>

日本国はベトナムから原子力発電所の受注をするなど原子力輸出を進めているが日本国が原子力補完的補償条約(CSC)に加盟する利点は原子力輸出を推進する際に、原子力事故が起きた場合、プラントを運転する事業者の責任を問える点である。

原子力補完的補償条約 (CSC) に加盟すると仮に輸出先で原子力事故が発生しても、日本企業の免責につながるため利点が大きいといわれている。

#### 原子力補完的補償条約(CSC)の裁判管轄権 5

#### 表 2

「原子力損害の補完保障に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討 日本エネル ギー法研究所 P41による |

	CSC 規定	ケース	国際裁判権	
ルール 1	XⅢ条1項、2項	締約国 (EEZ を含む) 内で原子 力事故が発生した場合	その締約国のみ	
ルール 2	X Ⅲ条 3 項	締約国外で原子力事故が発生した 場合	原子力施設所在地で ある締約国のみ	

#### 「原子力補完的補償条約(CSC) X Ⅲ条

- 本条に別段の定めのある場合を除き、原子力事故による原子力損害に 関する訴訟の裁判管轄権はその領域内で原子力事故が生じた締約国の 裁判所のみに存する。
- 締約国の排他的経済水域内、またはそのような水域が設定されていな い場合には、仮にそれが当該締約国により設定された場合における排 他的経済水域の境界を超えない水域内で原子力事故が発生した場合、 当該原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、この 条約適用上は当該諦約国の裁判所のみに存する。この規定は、締約国 があらかじめ原子力事故の前にこれらの水域を寄託機関に通告した場 合に適用される。本項の規定はは裁判管轄権の行使が国連海洋法条約 を含む海洋に関する国際法に反する裁判管轄権の行使を許容するもの と解してはならない。もっともこのような、裁判管轄権の行使がこの 条約非締約国に関してウイーン条約第11条、またはパリ条約第13条の 当該締約国の義務に抵触する場合には、裁判管轄権はそれらの規定に 従って決定される。
- 原子力事故が締約国の領域内若しくは前項の規定に従って通告された 水域内で生じたのでない場合、または、原子力事故確定できない場合 には、原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は施設

国の裁判所にのみの存する。」10)

国際裁判の管轄権について国際裁判管轄権は条約等で定めている場合を除けば、国際的な取決めがあるわけではなく、条理を参考にして決定するのが 妥当である。

民事訴訟法には裁判の管轄権の規定があり、民事訴訟法を参考にして考え てみる。

民事訴訟法第4条に『訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判 所の管轄に属する』とあり福島の事故では事故発生国の日本の裁判所に管轄 権が認められる。

民事訴訟法第5条9項に『不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる』とあり、福島の事故では不法行為の事故発生地として日本の裁判所に管轄権が認められる。

民事訴訟法第5条9項に『不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる』の規定から、不法行為の損害発生地として他国の裁判所にも管轄が認められる。』<sup>11)</sup>

今回の福島の事故のケースでは複数の国で被害が発生していると考えられる。

裁判管轄権は不法行為の損害結果発生地国にも認められることから、一つの事故であっても被害の結果発生地は複数の国に及ぶことが考えられ、裁判管轄権も複数の国にまたがるため、そのため裁判管轄権がバラバラになってくる。

このように国際条約がなければ、国際裁判管轄権、についてバラバラの解 決になる。

しかし、原子力の国際条約で管轄権を定めておけば事件が発生しても統一 したルールで裁判管轄権が定まるため、法律的な安定が図られることになり、 ここに国際条約の最大の目的がある。

原子力補完的補償条約 (CSC) では原子力事故の損害賠償の裁判管轄権を 事故発生国の裁判所に管轄権を集中する条項が規定されているためである。

裁判管轄権を統一することは被害を受けたいずれの国民もすべて統一した 国の裁判所において判決を受けるため国際的な公平性が保持することがで きる。

しかし、もし日本国以外で事故が発生したら、「裁判のため、加盟国で起 きた原子力事故により日本人が被害を受けたら被害者は事故当事国に出向い て裁判手続続が必要である。

この点が関係府省で問題とされている。|12)

被害者が損害賠償の勝利をおさめるためには非常な煩雑な手きを行わなけ ればならない為懸念されている。

#### 6 原子力補完的補償条約(CSC)の準拠法

「原子力補完保障条約 X Ⅳ条(準拠法)

- 1 原子力事故に対しては、ウイーン条約若しくはパリ条約またはこの付 属書のいずれかの適切なものの一が他を排斥して適用されるものと する
- この条約の規定及び適切な場合にはウイーン条約又はパリ条約の規定 に従うことを条件として準拠法は管轄裁判所の法とする

付属書11条準拠法 この条約に従うことを条件として、原子力事故により 生じた原子力損害についての損害賠償の性質、方式、範囲及び其の衡平な 配分は管轄権を有する裁判所の法律によって定めるものとする。

国を超えた民事に関する損害賠償に関する裁判について各国に渉外的な私 法関係を定めた法律(国際私法)があり、これが準拠法である。

「準拠法については通則法(平成18年法律第78号、以下「通則法」という) によって全面改正される前の法例(明治31年法律第10号)において、原則と して「原因タル事実ノ発生シタル地」が不法行為の成立及び効力の準拠法に なるのを原則とした(法例11条1項)、

通則法17条においてはこの規定を継承してしている。

通則法17条 「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。

ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないもので あったときは、加害行為が行われた地の法による。」

通則法が改正される前の法律法例11条では「原因事実発生地法」を準拠法としているが、隔地的不法行為における不法行為地の意義に関しての解釈について、加害行為がなされた土地の法(加害行為地説)か、または、結果ないし損害が発生した土地の法(結果発生地法)を指すか争われていた。

行為地説によれば、侵害行為が行われた地の法が準拠法となる。

したがって、侵害行為地法で「不法」とみなされない場合は、不法行為は 成立しない。

多数説の結果発生地説によれば、結果発生地の法令が準拠法になるので、 行為地の法律によれば不法行為が成立しない場合であっても、結果発生地法 によれば不法行為と扱われる場合があり、被害者の保護に優れている。

これは被害者保護の観点から『加害行為の結果が発生した地』と定め、結果発生地説を採用することを明確にした。

第17条本文が結果発生地法を準拠法に指定するのは、特に、不法行為は結果発生地の公益に関わるとの考えに基づいている。

ただし、これを貫くと、通常は想定されない地で加害行為の結果が発生した場合に、加害者にとって予見できない事態が生じる場合もある。

そのため、『その地における結果の発生が通常予見することのできない』 場合には、例外的に加害行為が行われた地の法を適用するものとしている (同条但書)。

但し書きは加害者の利益を保護している。

結果発生地説だけだと 加害者の利益を害するためである。

加害行為が複数の国でなされた場合は、主たる加害行為地の法を準拠法にすべきである。

#### 通則法22条

- 1 不法行為について外国法が準拠法になる場合において、その外国法によ れば「不法」とされる場合であっても、我が国の法律によれば「不法」 とされない場合には、不法行為は成立しない(第22条第1項)。
- 2 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用す べき事実が当該外国法及び日本法により不法となるときであっても、被 害者は、日本法により認められる損害賠償その他の処分でなければ請求 することができない。

損害賠償の方法・程度についても同様である(第2項)。

通則法第22条は、外国法だけではなく、日本法も累積的に適用する旨を定 めているが、これは、不法行為制度は我が国の公益にも関わることによる。

以上のことから準拠法が結果発生国の法律が選択されることがあるため、 一つの原子力の事故から複数の国にわたり被害が及ぶことが考えられ、被害 者の国が異なるごとに準拠法も異なり、適用される法律がバラバラになって くることになる。

その結果、国際条約がなければ、準拠法についてもバラバラの解決になる。 しかし、原子力の国際条約で管轄権と準拠法を定めておけば事件が発生し ても統一した解決が行われることになり、ここに国際条約の最大の目的が ある。

「CSC 条約は裁判管轄権を事故発生国にのみ認め、かつ事故発生国は自国 が締約国となっている条約の規定のほか自国法を適用することにより上記の ような不合理な結果の発生を回避している | 14)

## 7 原子力補完的補償(CSC)条約加盟にあたっての問題点

#### 他国に悪影響、他国の人権侵害の危険性

原発事故に備えた国際的な損害賠償の条約に、日本が加盟する方向で準備 が進められている。

途上国を中心に原発が普及する見通しの中、海外での事故のリスクが高まるため日本が有利に進めるためであるとも言われている。

条約の規定では「集中主義」があり、このため、事故の責任は電力会社などに限られ、メーカーには及ばない為、条約加盟は日本メーカーの原発輸出を後押しする効果もあり、加盟に反対する意見もある。

表 3 東京新聞2014年6月30日の図を参照に筆者が編集

	デメリット
1	特定業種への偏った支援ではないか
2	福島第一には除染装置などすでに各国の製品が投入している
3	実際の原発事故の被害 (兆円単位) に比べ支援が少なすぎる
4	加盟国で事故が起きれば日本も負担 誰が負担するか
5	原発推進から抜けきれなくなる

反対の主張をしているのが日本弁護士連合会である。

主な理由は「日本弁護士連合会は「原発輸出の推進が目的で、原発による 人権侵害を他国に広める|<sup>15</sup>と反対している。

「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害の補完的補償に関する条約」に関する意見書

2014年(平成26年)8月22日 日本弁護士連合会

#### 第1 意見の趣旨

ある。

- 1 原子力損害の賠償に関する法律は、 原子力機器メーカーに製造物責任法を適用する方向で改正されるべきで
- 2 原子力損害の補完的補償に関する条約は、原子力事故の被害者保護に欠けるものであり、また、政府によるその締結の目的は原子力機器の輸出の

推進にあるから、同条約の締結はすべきでない。

#### 第2 意見の理由

政府は、日本が CSC 条約を締結することによって、国際的な原子力損害 の補完的賠償制度をもってアジアをはじめとする周辺国の参加を促し、原発 輸出を推進する方針である。しかしながら、原子力発電所(以下「原発」と いう。)は、相手国及び周辺国に、回復不可能な人権侵害、環境問題をもた らすおそれがある。また、CSC 条約の締結に伴って、原子力損害の賠償に 関する法律(以下「原賠法」という。)が、無限責任から有限責任に変更さ れるなど原子力事故の被害者の保護に欠けるものに改変されることが懸念さ れる。

当連合会は、福島第一原発事故の経験を踏まえ、原発の新増設(計画中・ 建設中のものを全て含む。)を止め、再処理工場、高速増殖炉等の核燃料サ イクル施設は直ちに廃止すること、既設の原発についても運転(停止中の原 発の再起動を含む。) は認めず、できる限り速やかに、全て廃止すること及 び原発輸出の中止を求めてきたところである。しかるに、政府は、エネル ギー基本計画2014において、原子力発電を「エネルギー需給構造の安定性に 寄与する重要なベースロード電源 | と位置付け、原発の再稼働、新増設、核 燃料サイクルの推進や、原発の輸出を目指すとし、そうした観点から原賠法 を見直そうとしているものである。そこで、原賠法の在り方及び CSC 条約 の締結問題に関連して、以下のとおり、意見を述べる。

政府による CSC 条約の締結準備は、原発輸出を推進しようとする一環でな されているものであるが, 原発輸出は, 相手国及び周辺国に, 回復不可能な 人権侵害、環境問題をもたらすおそれのあるもので、行うべきでない。また、 上記の条約の内容に照らし、その締結は、原子力被害者の保護に欠けること になることが危惧される。

#### 2 分担金の負担が大きい

分担金はどのようにしてきめられるか各国の拠出金は国連の分担金や原発の設備容量に応じて決まる。

更に又、そのほか加盟国で事故が起こって損害額が一定の額を超えると日本国は分担金を払う必要があるが加盟国が国連分担金により損害賠償の分担金が決まるため日本の負担額は大きくなりやすい。これが原子力補完的補償条約(CSC)に加盟する不利益である。

「条約では、事故発生国に一定額(少なくとも約470億円)の賠償を義務付け、これを超えた場合は各国の拠出金で賠償の一部を補完する。関連法案には、拠出金を賄うため、東京電力などの原子力事業者から負担金を徴収する規定を盛り込んだ。日本の拠出金は現状で約40億円、新たに日本で事故が起きた場合、受け取れるのは約70億円となる。これは、福島第1原発事故の被害に比べて極めて少ない。」「「)

この点を2014年11月6日 維新の党の鈴木望氏は衆議院文部科学委員会で原子力関連事故災害時の損害賠償の一部を各国が補う原子力補完保障条約 (CSC) に疑問を投げかけた。

鈴木氏は現状では CSC 条約の加盟国が少なく、補償額が低い点や原発の保有数に応じて拠出金が決まることから「いざというときの補償の少ないのになぜ締結しないといけないのか」疑問を呈していた。

下村博文 文部科学相は「原子力事故の国際的な制度を整備するのに事故を起こした我国の責務。CSC は国際賠償制度の実現という意味で意義がある と条約の果たす役割を示した。また 文部科学省の担当者は CSC に締結すれば近隣国の締結促進につながると期待している」<sup>18)</sup>

## 3 多額の公的資金をつぎ込ませる

「本来なら事故が起きれば製造者責任が問われて当然であるが CSC 条約は 運転する電力会社に責任を集中させる。

原発輸出は民間ビジネスとはいえ、首相のトップセールスでもわかるように

多額の公的資金が使われる。

何故、原発メーカーが手厚く保護されるか、それは保護しないと原発ビジネ スが成り立たないつまり、原発がそれだけ危険で非効率的なシステムだから である。福島第一原発事故で原発新設の商機を失い、メーカーは海外に目を 向けている。たとえば三菱重工が受注するトルコは地震が多く、シリアの内 戦などで政情も不安定だ。核不拡散の観点からもテロの標的になる危険から も課題が多い。現地の反対の声が強い。|19

原子力補完的補償(CSC)条約の加盟にあたり電力会社の負担金は最終的 には、終局的には、国民の電気代に上乗せされるので国民が負担することに なる。

「加盟国が原発事故の損害賠償を相互に負担する仕組みはこうだ。原発事故 が起きた当事国の原子力事業者が支払う賠償を約四百七十億円に設定。この 額を超える賠償が必要になる場合は、加盟国がそれぞれ拠出金を出す。拠出 金は、各国が保有する原発の熱出力などによって決まり、現状では日本の拠 出金は最大四十億円。日本で事故が起きた場合、他の加盟国から受け取る額 は約七十億円という。政府は拠出金を捻出するために電力会社から負担金を 徴収する方針だ。税金から支出しないための配慮だが、電気料金に上乗せさ れれば、国民負担に変わりない。|20)

## 4 原発事故の賠償額を抑え込む口実に使われる可能性を危惧

条約の締結国で原発事故が起きた場合、加盟国が資金を出し合って損害賠 償の一部を負担する原子力損害補完的補償条約(CSC)に、日本が加盟にあ たり、メーカーは免責されるため日本の原発輸出を後押しするという批判も あるが、他の批判として「福島第一原発事故は被災者への賠償額だけで約5 兆円と試算されるが、条約は基本的な賠償額を約470億円と規定する。この ため加盟が、原発事故の賠償額を抑え込む口実に使われる可能性を危惧する 声も出ている。|21)

## 8 原子力補完的補償(CSC)条約加盟のメリット

一般社団法人日本原子力産業協会理事長服部拓也氏は

原子力損害の補完的な補償に関する条約 (CSC) 締結に向けてと題して、原子力補完的補償 (CSC) 条約加盟のメリットについて次のように論述している。

「政府は10月24日に「原子力損害の補完的な補償に関する条約」(CSC) 締結の承認案と関連法案について閣議決定した。これまでわが国は、国内に充実した原子力以下の3点から今回の決定を積極的に支持するものである。

- 1. 福島第一原子力発電所の廃炉作業の円滑推進
- 2. わが国の原子力技術の海外展開による安全性向上
- 3. 周辺国との賠償制度に関する枠組み構築 |22)

原子力損害の補完的な補償に関する条約 (CSC) に加盟することによりどのようなメリットが考えられるか検討してみる。

第一のメリットは、日本で事故が起これば、条約加盟国から約70億円の支援が得られる、つまり加盟国で事故が起きたとき共同で賠償のお金を補完する仕組みになっている

「条約では、事故発生国に一定額(少なくとも約470億円)の賠償を義務付け、これを超えた場合は各国の拠出金で賠償の一部を補完する。関連法案には、拠出金を賄うため、東京電力などの原子力事業者から負担金を徴収する規定を盛り込んだ。日本の拠出金は現状で約40億円、新たに日本で事故が起きた場合、受け取れるのは約70億円となる。CSC条約は東電福島第1原発の事故など発効前の事故には適用されない。

条約では、関連法案には、拠出金を賄うため、東京電力などの原子力事業者から負担金を徴収する規定を盛り込んだ。」<sup>23)</sup>

第二のメリットとして、条約に加盟していると、わが国で起きた事故に よって他国で越境損害が生じた場合であっても、裁判管轄権がわが国の裁判 所に集中される。

日本はこれまで自国の原発の大規模事故を考えておらず、まさか日本で事 故が発生するとは想像していなかったそのため条約に加盟してこなかった。

民事訴訟法第4条に「訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判 所の管轄に属する」とあり福島の事故では事故発生国の日本の裁判所に管轄 権が認められる。

民事訴訟法第5条9項に「不法行為があった地を管轄する裁判所に提起す ることができる | とあり、福島の事故では不法行為の事故発生地として日本 の裁判所に管轄権が認められる。

その結果、原発事故による損害賠償訴訟は事故発生国で行い、裁判は発生 国の国内法を適用する。

日本の原子力損害賠償法には、原子力事業者に責任を集中させる内容が盛 り込まれているため、福島第一原発で発生したすべての事故について、被害 者は東電に損害賠償を請求することになる。

民事訴訟法第5条9項に『不法行為があった地を管轄する裁判所に提起す ることができる | の規定から、不法行為の損害発生地として他国の裁判所に も管轄が認められる。』III

今回の福島の事故のケースでは複数の国で被害が発生していると考えら れる。

裁判管轄権は不法行為の損害結果発生地国にも認められることから、一つ の事故であっても被害の結果発生地は複数の国に及ぶことが考えられ、裁判 管轄権も複数の国にまたがるため、そのため裁判管轄権がバラバラになって くる。

また、日本で事故が起きて他国に被害が及んだ場合、高額の賠償金を請求 されることを懸念 海外の被害者から損害賠償請求を起こされると、海外の 裁判に応じる必要があり、ところが条約に加盟すると事故発生国にのみ裁判 管轄権があり、「他国の算定基準によって膨大な賠償金を請求される可能性 がなくなる。廃炉や原発事故の損害賠償を拘える東電は、新たな金銭負担の 発生を回避できる。|24)

「経済産業省資源エネルギー庁によると、海外の企業や研究機関は技術者が 廃炉作業で事故に遭った場合、高額の賠償金を請求されることを懸念し、福 島第一原発への派遣をためらうケースがあるという。」<sup>25)</sup>

加盟国のどこで事故が発生しても、訴訟を起こせるのは事故発生国に限定され、共通の賠償ルールが適用されるほか、賠償資金も充実することから、被害者への迅速で公平な補償が図れる。

第3のメリットは「わが国のメーカーがプラント輸出を行う場合、輸出相手国が CSC を締約していれば当該国における原子力事故の責任は輸出相手国の原子力事業者に集中されるため、わが国企業にとっての事業リスクの回避につながる。」<sup>26)</sup>

「福島第1原発など国内原発の廃炉を進める際も、事故の賠償責任は国内事業者が負うため、廃炉の知見を持つ米企業の協力を得やすくなる。日本の原発輸出も後押しする。これまでは、国内メーカーが海外で原発を建設する場合、事故で巨額の損害賠償を求められる恐れがあったが、加盟国内では免責されることになる。政府は6月にまとめた新成長戦略で、原発を含めたインフラ輸出を「迅速かつ着実に実施」と掲げた。国内メーカーの安全性に関する技術は海外でも評価されているが、福島第1原発の事故以降、国内での原発新設は困難で、技術継承の観点からも海外での受注拡大が不可欠になっている<sup>27</sup>。

「CSC 加盟前に原発事故が起きた福島は条約に無関係と思われがちだが、 実は影響があるという。事故発生国でしか損害賠償請求訴訟を起こせないと いう規定が、福島にも関わってくる。福島第一原発で進められている汚染水 対策や廃炉には、米国の企業も進んだ技術を持っている。だが、福島で作業 に関わりその最中に予期しない事故が発生した場合、従業員が米国に戻って 巨額の損害賠償請求訴訟を起こす可能性があり、米企業が協力をためらって きた面がある。CSC に加盟すれば、米企業の従業員も日本でしか提訴でき ない。訴訟リスクの軽減で、米企業が福島での作業に参加しやすくなるとい う。政府内では米企業に対する期待があり、岸田文雄外相は昨年十一月の記 者会見で、『廃炉などで外国企業が参入する環境を整えるため、CSC を締結 することにした』と発言している。|28)

第4のメリット 国際的な賠償制度の貢献

2014年10月31日 文部科学委員会で事故の当事国として国際的な賠償制度 の貢献は我が国の責務と明言した。

また、近隣国にも働きかけアジア環太平洋地域の原陪制度の枠組みの構築 の為早期にCSC条約を締結する必要を述べた。

「現在は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業中の事故などで米企業 の従業員がけがをした場合、従業員は米国で自分の企業を相手取り、巨額の 損害賠償の訴訟を起こすことができる。このため、米企業が参入をためらう 面があり、米国が日本に CSC 加盟を求めていた。文部科学省などによると、 CSC で裁判の管轄権が事故発生国に限られれば、廃炉の経験や独自のロボッ ト技術などを持つ米企業が参入しやすくなり、廃炉の加速が期待できるとい う |<sup>29)</sup>

#### 原子力補完的補償(CSC)条約加盟後の法律的な課題 9

#### 1 裁判管轄権

「原子力補完的補償 CSC によると、締約国の領域内で原子力事故が発生 した場合は、その締約国のみに裁判管轄権があり、締約国の領域外で原子力 事故が発生した場合には、原子力施設所在地である締約国のみに裁判管轄権 があることとなり、管轄裁判所の確定判決については、他の締約国は承認・ 執行の義務を負う。国際裁判管轄に関する規定(越境損害により、日本で損 害が生じても、事故発生国でしか裁判が出来ない)について、我が国の民事 訴訟法との整合性確保する必要がある |30)

また、もし日本国以外で事故が発生したら、「裁判のため、加盟国で起き た原子力事故により日本人が被害を受けたら被害者は事故当事国に出向いて 裁判手続が必要である。

この点が関係府省で問題とされている。[31)

損害賠償の勝利をおさめるためには非常な煩雑な手きを行わなければならない。

時間、費用、言語、通訳など諸問題が発生してくる。

民事訴訟法・法の適用に関する通則法について、これに対応した制度を構築する必要がある。

#### 2 準拠法の適用に関する通則法との整合性確保

通則法17条 「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。」と規定している。

原子力補完的補償(CSC)では準拠法は管轄裁判所の法とされているが、 日本の、適用に関する通則法17条では結果発生地法を準拠すると規定してい るため、この両方の法的整合性をどのようにするか課題である。

# 3 原子力損害の定義 原子力損害の補完的な補償に関する条約と原子力損害 害補償法との差異

「原子力損害賠償紛争審査会の基本的な考え方

風評被害については、中間指針第7の1において、一般的基準が示されており、第7の2において、農林漁業・食品産業の風評被害について、相当因果関係が認められる蓋然性が特に高い類型や、相当因果関係を判断するに当たって考慮すべき事項が示されている。

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)(平成25年1月30日)

風評被害については各種法例、判例、学説において確たる定義はなく損害賠償法の体系の中での位置つけられる。我が国の裁判例では風評被害が賠償の

対象になるかどうかは相当因果関係の問題としてとらえられている。賠償さ れる損害の種類を限定立場を採用していない。[32]

他方、原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)1条 原子力事故 の事故について「死亡又は身体の傷害、財産の滅失又は毀損、経済的損失、 環境損害の原状回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置費用 及びその措置から生じた損失・損害、環境汚染によって生じたものではない 経済的損失 | と定めている。

風評損害については含まれない可能性がある。

「CSC 条約が損害賠償の対象としているのは死亡 怪我、財産の損出など に限定している点である 風評被害や精神的な苦痛は含まない可能性があ る |33)

「CSCは福島で発生したような風評や精神的な苦痛などは被害と認めない 可能性がある損害賠償の条約なのに被害者よりも加害者の保護に重点が置か れているのも問題である |34)

また、原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)が原子力損害とし て定義している損害のうち、「環境損害の原状回復措置費用 」、「防止措置に よる損害 | 及び「環境汚染によって生じたものではない経済的損失 | につい ては、原賠法では原子力の事故の定義が規定されていない為 CSC 条約との 関係が明確でない部分もあるため、その整合性について整理する必要がある。

#### 4 除斥期間の整合性

原子力補完的補償条約(CSC)除斥期間に関する規定は10年と定めている が我が国の民法は20年と定めているこの法的な整合性が問題になる。

#### 表 4

原子力補完的補償条約(CSC)と日本国民法724条を参考にして筆者が作成

除斥期間	原子力補完的	補償条約	(CSC),	原子力事故	の日から10年、	(賠償措置、	国の
	補償が10年より長い期間整備されていればその期間でも可能)						
	日本国民法	民法724	条後段』	い不法行為	より20年		

原子力補完的補償条約 (CSC) では原子力事故の時から10年と定めており、 日本国民法724条後段で不法行為の時から20年と定めている。

しかしながら、原子力補完的補償条約 CSC 条約では10年よりも長い期間整備されている場合、例えば日本民法のように20年とされていれば、20年でもよいとされており日本民法と補完的補償条約(CSC)の整合性が取れることになる。

#### 5 裁判を受ける権利(憲法32条)との関係

我が国が事故の加害国となった場合は我が国裁判所のみに国際裁判管轄が属するしかし、他の締約国における事故による越境損害を受けた場合、当該事故発生国の裁判所のみに裁判管轄権が認められるため、我が国の国民は日本国の裁判所にに提訴することができず、憲法32条 裁判を受ける権利に違反するのではないか言う問題がある。

CSC 条約は国会の承認を受け加盟することは、国民の意思の反映であり、 CSC 条約を根拠とする事故発生国に裁判管轄権を統一することは、法律より上位の条約に根拠を持つものであり、「日本国内の裁判所への訴えの却下は、CSC 条約で認める外国裁判所での裁判を認めることで裏腹の関係にあり裁判拒否となるわけではない [35]。

したがって一面的から見れば憲法32条違反であるとの議論も理由があるように見えるが、法規範を総合的に見て判断すべきものと考える。

#### 6 国際条約の不遡及について

主な新聞各紙では遡及を否定している、「条約では、事故発生国に一定額 (少なくとも約470億円) の賠償を義務付け、これを超えた場合は各国の拠 出金で賠償の一部を補完する。関連法案には、拠出金を賄うため、東京電力 などの原子力事業者から負担金を徴収する規定を盛り込んだ。日本の拠出金 は現状で約40億円、新たに日本で事故が起きた場合、受け取れるのは約70億 円となる。条約は東電福島第1原発の事故など発効前の事故には適用されな V 1 (36)

各国の政府も心配しているのは日本の政府が真剣に CSC 条約に加盟する ことを検討始めたことは条約の適用の効果を遡及させ東京電力の事故発生時 に遡及させることをもくろんでいるということである。

東京電力福島原発事故に関する訴訟の遡及適用について今後、仮に我が国 が CSC に加入し、同条約が発効した場合に、同条約発効前に事故に対し同 条約が適用されるかどうかについては、CSC 条約に明文上の規定はなく、 また、我が国は同条約の締約国ではないので、現時点で確定的に解釈するこ とは困難であるが、一般論として言えば、条約は法規であり、不遡及の原則 が適用されるので、既に発生した原子力事故に同条約が遡及適用されるとの 解釈をとることはできない。

「近代法の大原則で法の不溯及の原則があり、行為時の法律を適用するとい う原則である。

実行時の時適法であった行為をあとで定めた法律によって違法としないとい うものであり、実行時よりあとに定めた法律により厳しい罰に処することを 禁止する原則である。|37)

この原則をこの事例にあてはめて考えた時、原子力発電の事故の時に、ど この国際条約にも加入していないのに事後に条約に加入することにより我国 が条約の恩恵を受けることはできない。

これは法律の不遡及の原則つまり事故の発生した時点の法律で解決すると

いうこと原則である。

これが許されるなら、事故が発生した後に条約に入ればよいことになり、 そうなれば国際条約の機能が失われてしまう。

国際私法の専門家は事故発生国後でも提訴される前に条約に加盟すれば 「相手国と交渉次第で管轄権を日本に置くことができる」と指摘する者も いる。

これはあくまで交渉次第であり交渉が決裂すれば全く意義のないことに なる。

すべての被害者の国と交渉が成立することは困難であると思う。

#### 10 総括 まとめ

平成26年 11月日本国の原子力補完保障条約加盟が決定して 平成27年春には正式に条約が発効することになる。現段階では 原子力補完保障条約 と日本国の国内法,原子力損害賠償法,民事訴訟法,民法などの整合性を研究していくべきと思う。

現在の時点では概略的に、整合性があるといえるが、緻密な研究を重ね、被害者の保護、人権保障の視点から検証することが重要である。重ねて原子力発電の輸出により外国の国の人権、環境の保護に十分配慮した整備をしていく必要がある。

## 参考文献

- 1) 「衆議院原子力問題調査特別委員会第186回国会原子力問題調査特別委員会第9号|
- 2) 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議 (第2回) 議事概要
- 3) 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議(第3回)議事概要
- 4) 2014年11月25日電気新聞
- 5) 国境を超える原子力損害に関する賠償責任道垣内正人ジユリスト 1993.1.1-15
- 6) 日本原子力産業協会シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度 | 【39】
- 7) 2012 年 2 月 8 日 電気新聞 2012 年 6 月 27 日 電気新聞

- 8) 2012 年 6 月 27 日 電気新聞
- 9) 国境を超える原子力損害に関する賠償責任道垣内正人ジユリスト 1993.1.1-15
- 10) 原子力補完保障条約 X Ⅲ条 (裁判管轄権) は原子力損害の補完保障に関する条約各 条の解説及び法的問題点の検討日本エネルギー法研究所 P40 による
- 11) 日本原子力産業協会情報コミニケーション部発行原産協会メールマガジン
- 12) 2012 年 2 月 8 日 電気新聞
- 13) 原子力補完保障条約 X W条(準拠法)と付属書の条文は原子力損害の補完保障に関す る条約各条の解説及び法的問題点の検討日本エネルギー法研究所 P49
- 14) 原子力損害の補完保障に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討日本エネルギー 法研究所 P51
- 15) 2014年9月22日 夕刊東京新聞
- 16) 「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害の補完的補償に関する条約」に 関する意見書 2014年 (平成26年)8月22日 日本弁護士連合会
- 17) 2014年10月26日 毎日新聞
- 18) 2014年11月6日 静岡新聞
- 19) 2014年11月25日 北海道新聞
- 20) 2014年11月4日 中日新聞
- 21) 2014年11月4日 中日新聞
- 22) 2014年10月31日 一般社団法人日本原子力産業協会 理事長 服部 拓也
- 23) 2014年10月25日 産経新聞、2014年11月20日 福島民報
- 24) 2014 4月24日 福島民報
- 25) 2014 4月24日 福島民報
- 26) 2014年10月25日 産経新聞
- 27) 2014年10月25日 産経新聞
- 28) 2014年11月4日 中日新聞
- 29) 2014年10月24日 夕刊 読売新聞
- 30) 2014年10月25日 産経新聞
- 31) 2012 年 2 月 8 日 電気新聞
- 32) 原子力損害の補完保障に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討日本エネルギー 法研究所 P14
- 33) 2014年11月4日 中日新聞
- 34) 2014年11月25日 北海道新聞
- 35) 原子力損害の補完保障に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討日本エネルギー 法研究所 P48
- 36) 2014年10月25日(土) 産経新聞 2014年11月20日 福島民報
- 37) 「社団法人 日本原子力産業協会シリーズあなたに知ってもらいたい原賠制度(6)